

「第二期大阪府視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（案）」に対する府民意見等と大阪府の考え方について

【募集期間】

令和8年1月7日（水曜日）14時から 令和8年2月5日（木曜日）まで

【募集方法】

電子申請、ファクシミリ、郵便

【提出人数・意見数】

- ・ 2名から計7件のご意見をいただきました。（うち意見の公表を望まないもの0件）
- ・ 寄せられたご意見等の概要、ご意見等に対する大阪府の考え方は下記のとおりです。
- ・ お寄せいただいたご意見は、趣旨を損なわない範囲で一部要約している部分があります。

No.	意見等の内容	大阪府の考え方
1	<p>第2章 第一期大阪府読書バリアフリー計画の振り返り(令和3年度～令和6年度)</p> <p>2. 大阪府の5つの方向性に基づく取組と実績</p> <p>P5:〈方向性1〉アクセシブルな書籍等の充実(読書バリアフリー法第9、10条関係)</p> <p>(1)アクセシブルな書籍の収集・製作</p> <p>視覚障がい者のニーズに応じて、と文言にあるが、視覚障害者以外の利用者についてのニーズも把握して、取り組みについても追加し記載したほうが良いように思う。</p>	<p>アクセシブルな書籍等の充実につきましては、これまで視覚障がい者等のご意見やご要望を踏まえ、収集および製作を進めていることが分かるよう、</p> <p>「大阪府立図書館(以下「府立図書館」という。)、大阪府立点字図書館(以下「府立点字図書館」という。)では、視覚障がい者等のニーズに応じて、点字図書・録音図書・拡大図書、LLブックなどのアクセシブルな書籍を収集・製作に努めました。」といたします。</p> <p>今後も引き続き、視覚障がい者に限らず、さまざまなニーズを有する利用者の皆様の声を大切にしながら、より一層の充実を図るべく、計画的な収集・製作に努めてまいります。</p>
2	<p>第3章 基本方針及び施策の方向性</p> <p>2 施策の方向性と取組内容</p> <p>P13:〈方向性1〉アクセシブルな書籍等の充実(読書バリアフリー法第9、10条関係)</p> <p>P15:〈方向性5〉国、市町村との連携(読書バリアフリー法第5、9、17条)</p> <p>P11の課題の把握(第2章 第一期大阪府読書バリアフリー計画の振り返り 3. 課題の把握と今後の方向性)についての箇所でも触れているように、バリアフリー読書環境を充実させるための十分な人材の確保や安定した体制整備が進んでいないことなどが、別表2アクセシブルな書籍等の製作数、別表3のアクセシブルな資料やデータの提供数の充実とは言い難い数字に表れている。むしろ別表2については明らかに減少傾向となっている。別表2や3の結果が、別表4の貸し出し数の減少につながっているのではないかと思う。利用者は読みたいものがなければ利用しないだろう。読書環境を充実させ</p>	<p>大阪府では、点訳者・音訳者の養成や関係機関との連携を通じて、体制の強化とともに、利用者の多様なニーズに応じた資料の計画的な収集・製作に取り組み、すべての府民が読書を楽しめる環境づくりに努めております。</p> <p>なお、別表2における製作点数の減少につきましては、カセット図書等の利用頻度の減少により新規製作を行わなくなったことに加え、カセット図書が製作したタイトル数ではなく必要巻数で計上されていることが減少の一因となっております。</p> <p>また、現在はカセットテープ等の媒体からデジタル媒体への移行が進み、1点あたりに収録できる情報量が増加したことで、資料全体の内容をより少ない点数で提供できるようになっております。</p> <p>さらに、書籍の内容によっては1点あたりの製作に時間を要する場合があります、このことも点数の減少に影響しているものと考えております。</p> <p>この点については、別表の枠外にその旨が分かるよう、以下の注記を追記いたしま</p>

No.	意見等の内容	大阪府の考え方
	<p>るためには、書籍の充実が必要であり、それが利用者、貸し出し数の増加にもつながるように思う。</p>	<p>す。</p> <p>「※注：別表2の製作点数は、カセット図書の利用減少により新規製作を行わなくなったことに加え、カセット図書がタイトル数ではなく必要巻数で計上されていること、デジタル媒体への移行が進んだことから、1点あたりに収録できる情報量が増加したこと、さらに専門書など製作に時間を要する資料へのリクエストも増加していることなどから、減少傾向にあります。」</p> <p>別表3の提供数につきましては、国立国会図書館やサピエ図書館にすでに登録されている資料については提供しておらず、未登録の資料を提供したもののみを計上しています。この点についても、別表の枠外にその旨が分かるよう、以下の注記を追記いたします。</p> <p>「※注：別表3の提供数には、国立国会図書館やサピエ図書館に新たに提供した未登録資料のみを計上しています。なお、個人からの製作依頼によって作成された資料は、国立国会図書館やサピエ図書館への提供基準を満たさないものもあるため提供を行っていない資料は提供数に含めていません。」</p> <p>別表4の貸出数につきましては、〈方向性1〉アクセシブルな書籍等の充実における「公立図書館、学校図書館、点字図書館、国立国会図書館、サピエ図書館の連携による相互貸出」に関する図書館サービスの向上に取り組んできた成果を示す指標の一つです。</p> <p>なお、貸出数の実績には、「さわる絵本」や「点字図書」、また音声デジジー等をCD等の媒体(実物)での貸出を希望された場合は含まれますが、利用方法をご案内した結果音声デジジー等を個人もしくは各機関でダウンロード利用された場合は貸出数に含まれておりません。このような計上方法の違いも、貸出数の推移に影響を与えている可能性があるため、別表2の製作数や別表3の提供数の変化が、必ずしも貸出数の減少に直結しているとは言い切れない部分があります。</p>

No.	意見等の内容	大阪府の考え方
3	<p>第3章 基本方針及び施策の方向性</p> <p>2. 施策の方向性と取組内容</p> <p>P13(〈方向性1〉アクセシブルな書籍等の充実)の取組みについて書籍等の増加、充実の目標を文言に盛り込むことや P17(〈方向性5〉国、市町村との連携)での国への要望以外にも、大阪府が独自に書籍などの充実やその製作や体制を支える必要があるのではないか。</p>	<p>書籍等の増加・充実に関する目標につきましては、本計画の第4章「基本的施策に関する指標」において、読書バリアフリーに関する取組の進捗を把握するための指標を設定しております。書籍等の製作・提供体制の充実に向けた取組については、これらの指標を通じて進捗状況を確認することとしております。</p> <p>また、大阪府においては、視覚障がい者等の読書環境の整備を図るため、点訳者・音訳者の養成講座を開催するなど、製作体制の基盤強化に努めております。こうした取組についても、第4章の指標において「人材育成・体制整備」の継続的な実施として位置づけており、今後も関係機関と連携しながら、書籍等の充実および製作・提供体制の強化に向けた取組を継続してまいります。</p>
4	<p>第2章 第一期大阪府読書バリアフリー計画の振り返り(令和3年度～令和6年度)</p> <p>2. 大阪府の5つの方向性に基づく取組と実績</p> <p>〈方向性1〉アクセシブルな書籍等の充実(読書バリアフリー法第9、10条関係)</p> <p>P6: (3)市町村図書館等への支援と連携強化</p> <p>〈方向性5〉国、市町村との連携(読書バリアフリー法第5、9、17条)</p> <p>P11: (5)市町村図書館との連携強化</p> <p>文言には支援や図書館間の相互協力を行い利便性の向上に努めたと書いてあるが、具体的にどのような支援や協力を行い、読書環境を支援しているのかが分からない。具体的にどのような協力や支援で図書館が未設置の住民の読書環境を支えているのかをはっきり書く必要がある。図書館が未設置の町村についてはその町村独自の事情があると考えられるが、読書環境の公平性から、できるだけ設置に向けて取り組むことが大切なのではないかと。</p>	<p>図書館が未設置の町村における読書環境の支援について、具体的な支援内容や協力の実態が伝わるよう、〈方向性1〉アクセシブルな書籍等の充実(3)市町村図書館等への支援と連携強化の記載を、</p> <p>「府立図書館では、府内の市町村図書館や図書館が未設置の町村に対して、近隣市町村の図書館や府立図書館との連携による図書の貸出を行っているほか、府内全43市町村を対象に、毎週1回協力車を運行して資料の搬送を行っています。また、障がい者サービスに関する情報交換会の開催や、市町村の司書を対象とした研修の実施、特別貸出用図書セットにおけるアクセシブルな書籍のセットの提供など、支援や図書館間の相互協力を通じて、読書環境の整備と利便性の向上に努めました。」といたします。</p> <p>また、〈方向性5〉国、市町村との連携(読書バリアフリー法第5、9、17条)につきましても、同様の記載内容に変更いたします。</p> <p>なお、市町村立の図書館については、設置主体である各市町村が施設整備を行うこととなっております。大阪府では、今後も図書館相互の連携・協力を通じて、すべての府民が図書館サービスを受けられるよう読書環境づくりに努めてまいります。</p>
5	<p>第2章 第一期大阪府読書バリアフリー計画の振り返り(令和3年度～令和6年度)</p> <p>2. 大阪府の5つの方向性に基づく取組と実績</p> <p>〈方向性2〉公立図書館等の人材育成・体制整備</p> <p>(読書バリアフリー法第9、10、11、15、17条)</p> <p>P7: (4)障がい当事者の雇用による支援体制の強化</p> <p>第3章 基本方針及び施策の方向性</p> <p>2. 施策の方向性と取組内容</p> <p>P14: 〈方向性2〉公立図書館等の人材育成・体制整備</p> <p>(読書バリアフリー法第9、10、11、15、17条)</p>	<p>府立中央図書館においては、建設当初から「大阪府福祉のまちづくり条例」の適用施設として、施設・設備面のバリアフリー対策を行っているところです。現時点では、ピアサポーターの人数には限りがありますが、関係機関や図書館職員との連携を一層強化することで、当事者の声をより効果的に施策に反映できるよう、体制の充実を図ってまいります。</p> <p>あわせて、各市町村におけるピアサポーターの導入状況等についても確認し、必要に応じて情報提供を行うことを検討してまいります。</p>

No.	意見等の内容	大阪府の考え方
	<p>読書バリアフリーの推進をするためのピアサポーターの数が少なすぎるように思う。</p> <p>現在も 2 名ほどしかいないとのことであるが、当事者からの効果的な情報発信、研修、イベント、施設バリアフリーなど多岐にわたり、当事者からの意見や体験が読書バリアフリー環境の改善に役立つのではないだろうか。</p> <p>計画案にも記載されている令和5年度「福祉行政報告例」からも、障害者の利用が実在数からかなり少ない結果が出ているのは、障害当事者にとって図書館が利用しづらいという事だろう。なぜ、障害当事者から見て利用しづらいのかという事をピアサポーターや当事者から意見を聞き、改善する必要がある。</p> <p>図書館施設のバリアフリーや機器整備についても、当事者の意見が反映され、きちんと利用があれば、こうはなっていないのではと思うことがよくある。ピアサポーターの数を増やすことは、これらの問題の改善につながり、様々な人が利用しやすい図書館になることで、図書館の利用の増加にもつながると思われる。</p>	
6	<p>第2章 第一期大阪府読書バリアフリー計画の振り返り(令和3年度～令和6年度)</p> <p>2. 大阪府の5つの方向性に基づく取組と実績</p> <p>P8:<方向性3>利用しやすい施設・設備(機器)、サービスの充実 (読書バリアフリー法第9、14、15条)</p> <p>第3章 基本方針及び施策の方向性</p> <p>2. 施策の方向性と取組内容</p> <p>P15:<方向性3>利用しやすい施設・設備(機器)、サービスの充実 (読書バリアフリー法第9、14、15条)</p> <p>施設のバリアフリーについては大きな図書館は比較的整っている所が多いが、私の近所にある小さな図書館(分館など)のようなどころでは未だにバリアフリー環境が整っておらず、段差や出入口のバリアなど基本的なバリアが残されたままのところもある。中心的な大きな図書館のバリアフリーも大切だが、同時に利用者の家から一番近い図書館が小さい図書館で利用が出来ない、利用しづらいようなら積極的に図書館を利用しようとはならないだろう。小さな図書館、分室についての施設・設備のバリアフリーについても早急に充実させる必要があると思う。</p>	<p>市町村立図書館につきましては、設置主体である各市町村が施設整備を行うこととなっております。大阪府としては、バリアフリー環境の整備について、市町村と情報共有を図ってまいります。</p> <p>なお、大阪府立中央図書館では、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、段差解消や配慮されたトイレ・エレベーター、点字・ピクトグラムによる案内表示など、施設面でのバリアフリー化を進めております。さらに、府立中央図書館及び府立点字図書館において、対面朗読室や拡大読書器、活字文書読上げ装置などの読書支援機器を整備し、視覚障がい者等の利用環境の向上に努めております。</p>

No.	意見等の内容	大阪府の考え方
7	<p>第3章 基本方針及び施策の方向性</p> <p>2. 施策の方向性と取組内容</p> <p>〈方向性1〉アクセシブルな書籍等の充実(読書バリアフリー法第9、10条関係)</p> <p>P13 ページ、方向性1の【基本的な考え方】のなかに「利用者のニーズに応えるため」とあるが、種類のあるアクセシブルな書籍等についてニーズはしっかりと調査しているのか。自分にあつたアクセシブルな書籍を利用したいが作成されていない、あるいは近くの図書館に置いていないなどの潜在的な利用者のことも含めた調査をするべき。そして、その結果を参考資料として公表していただきたい。</p> <p>大阪府の各図書館についてアクセシブルな書籍等のデータを集計しないのか。データを集計して各市町村および大阪府全体の視覚障害者等の読書環境を把握すべき。</p>	<p>大阪府立図書館では、障がいのある方が必要とする資料で、所蔵がない資料については、国立国会図書館やサピエ図書館等との連携、図書館間の相互貸出制度を活用し、可能な限り利用者の要望に応えられるよう取り組んでいます。</p> <p>また、国立国会図書館やサピエ図書館等で提供されていない資料につきましては、作成申し込み(リクエスト)に基づきアクセシブルな書籍等の製作を行うとともに、計画的な収集にも努めております。なお、製作した資料については、国立国会図書館やサピエ図書館にも提供し、広く活用されるよう努めております。</p> <p>また、大阪府では、視覚障がい者等の読書環境の現状を把握するため、アクセシブルな書籍等の整備状況や利用実績に関する調査を令和6年度に実施し、今後、隔年で実施する予定としております。調査結果につきましては、現在のところ公表は行っておりませんが、今後、公表の在り方について検討してまいります。</p>